

# 農業委員会だより

発行●八峰町農業委員会 秋田県山本郡八峰町峰浜目名湯字目長田118番地 TEL:0185-76-4611

## 8月 ▶ 9月 農地パトロール月間



- ◆ 農業委員会では今年も**農地パトロール (利用状況調査)**を実施します。
- ◆ 農地は一度耕作をやめて数年経てば、原形が分からないほどに荒れてしまいます。  
**耕作放棄地は**、農地集積に支障をきたすだけでなく、周辺の病害虫発生を助長し、有害鳥獣の隠れ場所になるなど**周辺の農地等に悪影響**をおよぼします。  
また、ごみの不法投棄や火災発生の原因になるなど、生活環境への悪影響も考えられます。農地をお持ちの方は、ぜひとも**適正な管理**をお願いします。

### 耕作していないからと云っても すぐ「非農地」には、なりません

- ① 非農地とは、耕作放棄の状態から概ね20年以上経過し、立木が生い茂り、相当な労力と費用を要しないと農地に復旧できない状態を云います。
- ② 数年前から耕作していないので、草だらけであるから非農地にしたいと云っても、トラクターで起こしたり少し手を加えれば、すぐに農地になるような場所は、非農地として認めることはできません。
- ③ 農地を農地以外にすることを「転用」といいます。農地に家を建てたいときは、農地転用の許可申請が必要です。

- ◆ この期間内、町の農業委員や農地利用最適化推進委員が、調査のため皆さまの農地に立ち入ることがあります。  
ご理解とご協力をお願いいたします。

### うっかり 転用 にご注意！

自分の畑に廃車した自動車や機械を放置したり、家などを解体した廃材を置いてそのままにしておくことは、無断転用になります。こうした違反転用の疑いがある場合は、注意・指導を行います。

一人ひとりの農業者を応援する農業者年金に加入しましょう！

農業委員と農地利用最適化推進委員で

# 遊休農地解消活動



農業委員会による遊休農地解消活動が、6月3日（月）早朝、大槻野西又地区で行われ、委員22名でおよそ40アールの農地を再生しました。

午前5時前に現地に集合した委員は、注意事項を確認した後さっそく草刈機の音を響かせて作業を開始。雑木が生い茂り、ほとんど非農地の状態にある

中、背丈以上の雑草を刈り進んでいました。

雑木の処理は、役場農林振興課にお願いし、相当な量を1本ずつ引き抜いていただきました。



再生した農地は、農業者へ貸し付けられ、ソバが作付けされています。

再生した農地は、旧広域農道の大槻野十字路から水沢方向へ100メートルの所に位置しています。



お問い合わせ先

**八峰町農業委員会**

〒018-2502 八峰町峰浜目名瀧字目長田118番地

TEL : 0185-76-4611 FAX : 0185-76-2203

<http://www.town.happou.akita.jp/index.php?pid=50>